

京都市眺望景観創生条例第7条第1項の規定に基づく
眺望景観保全地域の提案に対する本市の考え方

1 提案の概要

(1) 提案日	令和5年5月11日
(2) 視点場	嵯峨鳥居本「まんだら橋」
(3) 視対象	五山送り火「鳥居形」
(4) 理由 (抜粋)	以下の理由から、「まんだら橋」から曼荼羅山を眺めた際に、建築物等によって「鳥居形」の眺望が遮られないようにするため、眺望景観保全地域の指定を求める。 ア 嵯峨鳥居本地区は、景観保全を目的とした複合的な法によって我が国で最も保存された地区のひとつである。 イ 「鳥居本」が京都の文化的景観のリストに取り上げられている。 ウ 市民による守りたい眺望に「まんだら橋」付近から見た「鳥居形」が含まれていること。

2 本市の考え方

結果	提案は採用せず、新たな眺望景観保全地域は指定しない。
理由	五山送り火「鳥居形」の伝統文化は、松明となる松の確保や護摩木の管理、松明への点火などを担う鳥居形松明保存会（鳥居本に居住する青年を中心に構成）や鳥居本町自治会によって、継承されてきた。送り火当日は、鳥居本町内の各所で、多くの方が「鳥居形」を眺める。このように、五山送り火「鳥居形」は地域の日常に根差している。 また、本提案の「まんだら橋」からの「鳥居形」の眺望についても、曼荼羅山を背景に、農地や河川、茅葺民家が一体的に視認されることに加え、点火時の火の動きが見えることや掛け声が聞こえるなどから、地域の方々に親しまれている風景であった。 令和5年10月には、地域固有の景観、静かな環境、古都の風情を保全・継承していくことを目的に、地域住民によって、鳥居本町自治会の範囲を活動区域とする地域景観づくり協議会が設立され、建築物等の建築等を行う建築主等と景観申請の前に計画について意見交換を行うなどの活動をされている。 本市においては、本提案を受け、「まんだら橋」からの「鳥居形」の眺望検証として、「まんだら橋」周辺の法令規制や町並み形成の変遷調査、「まんだら橋」や送り火当日に各所からの眺望調査を行った。 法令規制としては、昭和6年に京都市に編入されて以降現在まで、京都市風致地区条例や古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法など様々な法令に基づく規制を行い、景観を保全する策を講じてきた。 その町並みは、明治期以降昭和30年代までは愛宕街道沿いに集落があり、他は主に農地であった。昭和50年代から徐々に農地が宅地へと変化し、建築物が

	建ち並び、現在のような農地が点在する町並みへと変化していった。 送り火当日には、「まんだら橋」を含めた8箇所から「鳥居形」の眺望調査を行ったところ、「まんだら橋」からの「鳥居形」の眺望については、「鳥居形」を半分程度しか視認することができず、「鳥居」の形であることを明確に確認することができなかった。 加えて、「まんだら橋」は、市民等の参集状況や橋や周辺道路の環境などから、眺望の視点場として公共性が高い場所であるとは言えなかった。 このことから、「鳥居形」を眺望する場所として「まんだら橋」は、京都市眺望景観創生条例第5条第1項第1号に掲げる「公共性の高い場所で、優れた眺望景観を享受することができる場所（視点場）」には該当しないと判断した。
--	--

3 資料

資料1 提案位置図

資料2 まんだら橋から見る「鳥居形」

4 備考

本考え方については、令和6年2月6日開催の令和5年度第2回美観風致審議会へ報告を行っており、資料等は一定期間経過後、本市の情報公開コーナーで閲覧することが可能です。



